

～ 被災された方々へ ～



火災等により被災された皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。

綾瀬市では、被災者の方に対する様々な支援制度がございますので、ご案内いたします。

災害による被害の程度により受けられる制度は異なりますが、ご参考としていただければ幸いです。

ご不明な点は、各課までお問い合わせください。

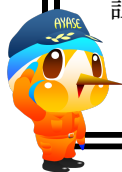
各種保険金請求や各種減免申請等により災証明書が必要となる場合があります。

※り災証明が必要な支援：1、2、3、4、5、6、7、9、11、12、13、14

証明書の交付担当が、**自然災害**によるものか**火災**によるもので異なりますので、ご注意ください。

火災の場合 証明書交付担当：綾瀬市消防本部 予防課 0467-76-2165

自然災害の場合 証明書交付担当：綾瀬市市長室 危機管理課 0467-70-5641



1 災害見舞金の支給について

被災者の負傷又は死亡及び住宅への被害（損壊・焼失）の状況により、見舞金を支給しています。

綾瀬市 福祉総務課 0467-70-5613

2 日本赤十字社災害見舞金及び救援物資の支給について

①災害見舞金について

被災者の負傷又は死亡及び住宅への被害（損壊・焼失）の状況により、見舞金を支給しています。

②救援物資について

災害により、一時的に居住が困難となった方に対し、毛布などの救援物資を支給しています。

綾瀬市 福祉総務課 0467-70-5613

3 生活福祉資金貸付制度について

綾瀬市社会福祉協議会では、生活福祉資金貸付制度として、災害援護資金や緊急小口資金の貸付を行っています。

これは、火災等の災害を受けたことによる困窮から自立するために必要な経費をお貸しする制度です。

綾瀬市社会福祉協議会 0467-77-8166

4 小中学校に通学している児童生徒への援助について

被害の程度により、学用品費などの一部について、援助を受けることができます場合があります。

綾瀬市 学校教育課 0467-70-5654

5 ひとり親等の手当及び特別児童扶養手当について

火災等により被災した場合、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成及び特別児童扶養手当について、災害特例により、所得制限が解除となる場合があります。

綾瀬市 児童青少年支援課 0467-70-5664

6 転居費用の支援について

犯罪によるり災の場合、転居に係る費用の一部について、支援を受けることができます場合があります。

綾瀬市 市民課 0467-70-5605

7 市営住宅の入居について

火災等で家を失った場合、市営住宅に一時的（1か月以内：事情によって最大3か月まで）に入居できる制度があります。ただし、市営住宅に空室がある場合に限りです。

空室がない場合は、県営住宅に一時的に入居できる場合もありますのでお問い合わせください。

綾瀬市 建築課 0467-70-5602

8 高齢者の緊急一時入所について

家族の被災などによる緊急事態に、高齢者を介護保険施設で一時的に保護できる場合があります。

※所得により利用者負担があります。

綾瀬市 地域包括ケア推進課 0467-77-1116

9 火災等でり災した廃棄物（ごみ）の持込みについて

高座清掃施設組合へ搬入できるごみがあります。また、り災証明書を提出すると手数料が免除されます。

高座清掃施設組合 046-238-2094

10 国民健康保険税等の減免について

災害等によって、り災した場合、その状況（被害金額、焼損程度等）に応じて、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料並びに国民年金保険料の減免を受けることができます場合があります。

綾瀬市 保険年金課 0467-70-5617

11 介護保険料の減免について

災害等による損害の程度により、介護保険料の減免を受けることができます場合があります。

綾瀬市 高齢介護課 0467-70-5636

12 固定資産税の減免について

災害等によって、固定資産に被害を受けた場合、その状況に応じて税額の減免を受けることができます場合があります。

綾瀬市 課税課 資産税担当 0467-70-5626

13 個人住民税の減免について

災害等による被害状況により、個人住民税の減免を受けることができます場合があります。

綾瀬市 課税課 市民税担当 0467-70-5611

14 市税の納税猶予等について

火災、風水害等の特別な事情により、市税を一時的に収めることができない場合、一定期間納税の猶予を受けられる場合があります。また、市税に係る延滞金についても、減免を受けることができます場合があります。

綾瀬市 収納課 0467-70-5663